

特集にあたって

角 崎 洋 平

(日本福祉大学／立命館大学生存学研究センター)

1. はじめに

生活に何等かの困難や問題を抱えている人々の生存を支える制度の体系として、福祉や医療の制度が存在する。こうした制度やそれに基づく支援の枠組みは、多くの場合、まず当事者（やその家族）が生活に困難を感じ、しかる後に（ときには当事者等による様々な運動を経て）そうした困難が「社会問題」として受けとめられるようになることによって、整備されてきた。障害者福祉しかり、高齢者福祉しかり、母子福祉しかり、公的扶助もまたしかり、である。実際に生存学では、こうした制度・政策につながる運動や歴史についての、多くの研究成果を輩出している。

一方、「共依存」という問題に対する支援の枠組みは、そうした経緯とはいささか異なる形で展開してきたところがある。すなわち共依存者とされる人やその家族が、その状態に困難を感じてそこから脱却するための支援を要求する前に、支援者（「専門家」）の側が、共依存者とされる者とその家族（パートナー）等との関係性を問題視してきた。専門家や支援者は、共依存を、人を苦しめ、ときに当事者の生命も危険にさらす関係性として問題視してきたのである。この視点は確かに「共依存」に苦しむ多くの人を救ってきた側面がある。

しかし他方で、「共依存者」とされるその当事者のなかには、そうした関係性に価値を置く人びとも少なからず存在してきた。小西真理子氏は、著書『共依存の倫理——必要とされることを渴望する人びと』において、共依存関係の危うさにも触れつつも、「共依存」の当事者の声にも耳を傾けながら、「共依存」における「倫理」を考察し、共依存関係にありながらも「分離」を望まない当事者に対する支援の在り方や、「支援」と距離をとって生きることを選ぶ人びとへの「評価」に対して問題提起している。

本書のテーマはシンプルに「共依存」ではあるが、そこから掘り下げられるべき問題は多岐にわたる。「分離したくない」「離れたくない」とする、共依存とされる人の「語り」「希望」「幸せ感」をどうとらえるべきなのか。危

険な状態にある者の表出する「希望」をそのまま受け止めていいのだろうか。依存と（依存の反対概念とされる）自立は必然的に対立的な関係におかれるものなのか。人の役に立ちたいという「献身」と、依存関係のもとで命まで危険にさらすような自己犠牲の危うさの関係をどう捉えるか。そして、〈共依存という生き方〉や、そうした関係にいる当事者の〈価値観〉〈愛〉を、われわれはどうとらえるべきなのか。

小西氏の『共依存の倫理』を踏まえて、こうした論点を深めるべく、立命館大学生存学研究センター主催で、研究企画「共依存の倫理と支援の在り方」（2018年3月9日に立命館大学朱雀キャンパス）が開催された。この企画は、小西氏の著書を手掛かりにし、倫理学・修復的司法・フェミニズム・DV 被害者支援などという観点から議論を深め、参加者が、共依存関係に内在する「危うさ」と「倫理」について深く理解し、そして支援の在り方について考える契機とするべく企画され、開催された。時間の制限や、司会を務めた筆者（角崎）の進行の拙さもあり、企画内では十分に議論が深まらなかった論点もあった。本特集は、その企画をベースに編成されているが、3月の企画の「仕切りのおし」、でもある。3月の企画で登壇していただいたコメンテーターの方々に改めて小西氏の『共依存の倫理』に対する書評原稿を頂戴し、それに対する小西氏の応答（リプライ）もいただくことができた。

まず本稿では、簡単に小西氏の『共依存の倫理』の内容を紹介・確認したうえで（2節）、そのあと3人の評者の紹介と合わせて、著者の間で展開される議論の「予告編」となるべくその内容に簡潔に触れることとする（3節）。

2. 共依存の概念と倫理 ——『共依存の倫理』の概要

本書は、「共依存概念について歴史的に検討し、共依存という語の現在における意味範囲を明確にする」（17）第I部「共依存の概念史」と、「共依存をめぐる理論史を整理することを通じて、共依存言説に潜む倫理観を浮かび

上がらせる」(115) 第Ⅱ部「共依存の論理とその倫理観」で構成される。

(1) 共依存の概念史

第1章「共依存概念の誕生史」では、まず共依存概念と密接な関係をもつ「イネイブラー」概念の成立史がまとめられており、後半では「共依存」という概念が、登場した当初から拡張していったことが述べられている。小西氏は、「共依存は、はじめはコ・アルコホリックが含意していた病理性、すなわち人格論やストレス論で描かれていた病理的の症状を示す語として使用された」ものの、「アルコール依存現場に家族システム論を軸とする治療法が導入されたことにも触発され、共依存は病理的の症状のみならず、家族システム論で描かれていた病理的関係性も含意する概念へと変化した」ことを明らかにしている(38)

第2章「共依存の病理化」では、共依存概念成立後の共依存概念が、さらに拡張されていく過程が整理されている。精神医学は共依存を、個人的性質としての「共依存症」として捉え、結果として共依存者を「誰かに必要とされることを必要とする人」——それは多くの人に当てはまり得る——として同定するようになった(1節)。また一方で心理学や社会学などで共依存が取り上げられる場合、共依存は二者関係の問題を超えて、家族関係、学校・会社との関係、ひいては近代社会における自己の在り方をめぐる問題へと拡張されていくことになった(2節)。

第3章「共依存と精神分析」では、共依存概念と、その成立に強い影響を与えたとされる精神分析理論との関係について検討がなされている。本章で小西氏は「共依存が神経症的なものであることから、共依存論者たちが神経症概念に言及した精神分析理論を参照していたこと」を指摘したうえで、「参照された精神分析概念が、神経症的病理性を消失した場合も、病理性を説明する言葉として使用されていること」を指摘している。そして共依存からの「回復論」については、「神経症からの回復にとどまらず、「自己喪失の病」から脱却し、健全な人間へと成長すること」を求めるものになっていると指摘している(109)。

(2) 共依存の論理と倫理

第4章「共依存とフェミニズム」は、ラディカルフェミニズムとフェミニズム心理学における「共依存」論を整理したうえで、共依存の存在意義について検討する意

欲的な章である。小西氏によればラディカルフェミニストは、共依存を、家父長制のなかで女性に押し付けられてきた女性役割の問題を病理化し、男性や社会の責任を回避するものとして、批判的にとらえている(1節)。またフェミニストカウンセラーたちは、依存的行動を女性の特性として肯定的にとらえつつも、共依存概念については否定的に扱っている(2節)。小西氏は双方とも共依存概念を否定的に扱っているとしたうえで、共依存概念を用いることの、外的意義と内的意義について、述べている。その小西氏の示す共依存概念の意義の内容については『共依存の倫理』で確認いただきたいが、コメンテーターの一人の小松原織香氏は、本特集に寄せた書評論文のなかでこの点を詳細に検討しているので、併せてご確認いただきたい。

第5章「共依存とトラウマ論」では、共依存の原因とされるトラウマに関する言説について考察されている。本章では、「共依存でアダルトチルドレンだと自己認識している40代女性」の事例を軸に考察されている。この「40代女性」へのインタビューは小西氏自身が行っている。小西の議論は、単なる文献研究にとどまらず、自身による当事者へのインタビューも踏まえて考察されているものであることも特筆しておきたい。本章で小西氏は、「共依存のトラウマ論のなかには、「健全な子育てができる自律した大人に成長するべきである」という倫理観が内在しているということ、そしてトラウマの原因である親や、家族における関係性のケアを続けるべきか、それともトラウマの原因と訣別する権利を優先させるべきか、という倫理的葛藤が存在する」(149)ことを示している。また小西氏は「その葛藤をいずれかの形で乗り越え、健全な子育てができる大人に回復することが、共依存の回復論における大きな目的であるのだが、その回復の展開が、実は統制的な要素をもつこと」(149)も示唆している。

第6章「共依存の回復論」では、「共依存の各種療法の目指しているものが個人の苦痛の除去だけでは無いこと」(210)が論証される。すなわち「共依存という病理からの回復では、個人の苦痛の除去のみを目標とするのではなく、自己の在り方や関係性の築き方における一定の倫理観が介入」しており、「回復論を拒否する者が、その拒否にあたって、その生き方を選ぶこと自体が非難の対象」になっていることを示している。そして小西氏はそうした「思想」に疑問を呈しつつ、「治療」をする必要性を想像したことさえない者」や、「回復をすることで喪失してしまうものがある」と考えるため、「治療」したく

ないと思う者」がいることから、「共依存の回復論が適合しない者がいることを示唆し、既存の回復論における全能感に異議を唱える」(210-211)。

終章「『異常者』という「忘れられた存在」」では、本書全体が総括されたうえで、今後の小西氏の研究展望が述べられている。本節の最後に、本書における検討を踏まえた小西氏の結論ともいえる文章を引用しておきたい。

共依存言説には、あるべき姿とあるべき関係性を指し示す倫理観が内在していることが分かる。この倫理観は、その流れにそぐわない者を「病人」とみなし、その生き方を排除する危険性をもっている。他方、共依存概念は、これまで善いものとしてのみ見なされてきた献身的なあり方に対する支配的暴力や、関係性そのものを直視した概念である。しかし、この暴力的な振る舞いや暴力から成り立っているような関係性においても、愛やケアから生まれる肯定的評価がある。本書における結論は、共依存と呼ばれ得る現象が様々な観点において両義的であり、そのような現象に対して、完全に肯定することも否定することもできないということである。さらに主張するなら、その判断に普遍的な結論を与えることこそ倫理的でないと考える。(278-279)

3. 『共依存の倫理』をめぐる

本特集では、こうした小西氏の『共依存の倫理』について、3人の評者（3人とも前述の企画のコメンテーターでもある）からの書評論文を掲載している。

本特集では最初に奥田太郎氏による書評を掲載している。奥田氏はヒューム研究から応用倫理学、応用倫理学についても内部告発から、環境問題まで幅広い論考を発表されており、日本の倫理学をリードする研究者の一人である。奥田氏の数ある仕事のなかで、本特集との関連でいえば、奥田氏は「家族」についての論考も発表されている（「家族であるために何が必要なのか——哲学的観点から考える」藤田尚志・宮野真生子編『家族（愛・性・家族の哲学）』ナカニシヤ出版、2016年）。この論文で奥田氏は、家族の成立条件として「血縁性」「契約性」「承認性」について考察したうえで、「家族」に担わされてきた機能をできるだけ外して他の社会的機構に移行させていく「家族のデフレ戦略」ではなく、家族選択の自

由に基づいて多様な家族や関係性のありようを承認する「家族のインフレ戦略」を提言している。奥田氏は今回の書評のなかで、小西氏の『共依存の倫理』に対して、共依存者とされる者の「幸せ」や「自由」をどうとらえるかや、人と人との「あるべき関係性」について、問いを投げかけている。

次いで小松原織香氏による書評論文である。小松原氏は、性暴力と修復的司法をテーマとした研究を展開されており、2016年に大阪府立大学に博士論文を提出・受理されている。その博士論文をもとにして2017年10月には、成文堂から『性暴力と修復的司法：対話の先にあるもの』を刊行している。本書で小松原氏は、性犯罪被害者にとっての修復的司法の意義について、被害者と加害者の関係の非対称性に留意しながら考察している。小松原氏の研究は、性暴力被害者の自助グループに関わった経験にも基づくものであり、小西氏の研究方法・スタンスとも近いものと推察する。小松原氏は、『共依存の倫理』を「当事者から支援者への反撃の拠点」となり得るものとして評価したうえで、本書を理解するうえでの鍵概念にもなっている「愛」についての考察を展開している。

最後は、伊田広行氏による書評論文である。伊田氏は、社会学・フェミニズム・ジェンダー論の研究者で、複数の大学で学部生などを対象に、ジェンダー論やDV等の問題について講義している。また伊田氏は「非暴力ルーム・大阪（NOVO）」の運営者でもある。NOVOでは、DV被害者支援の観点から、DV加害者の立ち直りの支援をしている。伊田氏の活動は、DVの加害者と被害者の関係にあったカップルについて、「分離」ではない関係性の再構築に向けた支援を実践している点で、小西氏が目指す方向とも一致した活動と評価することができる。とはいえ伊田氏は、このような活動自体がDV加害者による被害者の再支配に利用される危険性について強い問題意識もっており、慎重に活動を展開している。伊田氏はこうした観点から、小西氏の『共依存の倫理』について、自立と依存、支援の在り方について、批判を展開している。

3者の『共依存の倫理』に対する、問の投げかけ・評価・批判について、小西氏自身がいかに対応しているかは、本特集の最後に掲載されている小西氏の「リプライ」を読んでいただきたい。本書と本特集により、「共依存者」とされる者に対する、（支援・介入しないことも含めた）支援の在り方について、そして「支援すること」や「当事者の思い」を各学問領域がどう受け止め評価することができるのかについて、一層議論が深まることを期待し

たい。